

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険料 減免のご案内



新型コロナウイルスの感染症の影響により、
次の要件を満たす組合員の方は、**保険料が減免となります。**

申請対象者

次の①又は②に該当する方が減免の対象になります

- ① 新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が死亡した、
又は重篤な傷病を負った組合員

→ **保険料を全額免除**

- ② 新型コロナウイルス感染症の
影響により、収入減少が30%以上
見込まれる組合員

→ **保険料の全額を免除
または一部を減額**

減少率	保険料の減免割合
50%以上	全額免除
40%以上	75%免除
30%以上	50%免除

申請期間

令和2年7月1日(水)～
令和2年12月15日(火)

減免の期間

令和2年2月分～令和2年8月分
保険料(医療分・介護分)を減額又は免除

申請方法

必要書類を用意して、所属の支部事務所へ申請してください。申請用紙は各支部事務所にあります。
※郵送を希望される方は、「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免申請書」をホームページからダウンロードし、ご記入の上、必要書類と身分証明書写しをつけて各支部事務所へ郵送してください。

減免方法について

保険料の減免が決定した組合員には、「保険料減免承認書」を送付します。その後の返金処理等は支部よりご案内させていただきます。(9月以降)

詳しくは裏面をご覧ください！